

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 振替株式の振替等に関する取扱い</p> <p>    第1節（略）</p> <p>    第2節 新規記録手続</p> <p>        第1款 口座通知の取次ぎ等（第42条―第48条）</p> <p>        第2款（略）</p> <p>    第3節～第24節（略）</p> <p>第4章～第7章（略）</p> <p>第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>    第1節（略）</p> <p>    第2節 新規記録手続</p> <p>        第1款 口座通知の取次ぎ等（第274条の2・第274条の3）</p> <p>        第2款（略）</p> <p>    第3節～第9節（略）</p> <p>第8章の2 振替受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>    第1節（略）</p> <p>    第2節 新規記録手続</p> <p>        第1款 口座通知の取次ぎ等（第285条の7）</p> <p>        第2款（略）</p> <p>        第3節～第18節（略）</p> <p>第9章・第10章（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 振替株式の振替等に関する取扱い</p> <p>    第1節（略）</p> <p>    第2節 新規記録手続</p> <p>        第1款 口座通知の取次ぎ（第42条―第48条）</p> <p>        第2款（略）</p> <p>    第3節～第24節（略）</p> <p>第4章～第7章（略）</p> <p>第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>    第1節（略）</p> <p>    第2節 新規記録手続</p> <p>        第1款 口座通知の取次ぎ（第274条の2・第274条の3）</p> <p>        第2款（略）</p> <p>    第3節～第9節（略）</p> <p>第8章の2 振替受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>    第1節（略）</p> <p>    第2節 新規記録手続</p> <p>        第1款 口座通知の取次ぎ（第285条の7）</p> <p>        第2款（略）</p> <p>        第3節～第18節（略）</p> <p>第9章・第10章（略）</p> <p>附則</p>

(用語)

第2条 (略)

(1) ~ (9) (略)

(10) 外国人保有制限銘柄 放送法(昭和25年法律第132号)第116条第1項に規定する基幹放送事業者、同法第125条第1項に規定する基幹放送局提供事業者若しくは同法第161条第1項に規定する認定放送持株会社、航空法(昭和27年法律第231号)第120条の2第1項に規定する本邦航空運送事業者若しくは同項に規定するその持株会社等又は日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)が発行する振替株式をいう。

(11) ~ (62) (略)

(発行者への直近上位機関を経由した口座の通知)

第42条 加入者は、法第131条第1項第2号の口座に係る通知をするには、当該口座を開設する直近上位機関を経由してしなければならない。ただし、規則で定める場合には、この限りでない。

2・3 (略)

(口座通知の受理に関する事務の委託)

第42条の2 法第131条第1項の通知者は、同項柱書の通知をするときは、前条第1項の直近上位機関である振替機関等に対し、その加入者がする法第131条第1項第2号の口座に係る通知(前条第1項本文の規定に従ってしたものに限る。)の受理に関する事務を委託しなければならない。この場合において、当該通知者は、法第131条第1項柱書

(用語)

第2条 (略)

(1) ~ (9) (略)

(10) 外国人保有制限銘柄 放送法(昭和25年法律第132号)第116条第1項に規定する基幹放送事業者、同法第125条第1項に規定する基幹放送局提供事業者若しくは同法第161条第1項に規定する認定放送持株会社、航空法(昭和27年法律第231号)第120条の2第1項に規定する本邦航空運送事業者若しくは同項に規定するその持株会社等又は日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)が発行する振替株式をいう。

(11) ~ (62) (略)

(発行者への直近上位機関を経由した口座の通知)

第42条 加入者は、法第131条第1項第2号の通知をするには、当該口座を開設する直近上位機関を経由してしなければならない。ただし、規則で定める場合には、この限りでない。

2・3 (略)

(新設)

の通知において、当該通知を発した日から起算して次項に定める日までの期間を社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号。以下この条において「命令」という。）第14条の2に規定する直近上位機関が定める日までの期間として提示しなければならない。

2 前項に規定する場合には、機構は、同項の通知者が法第131条第1項柱書の通知を発した日から起算した期間が15日以上となる日であつて株主及び登録株式質権者の保護のため必要かつ適当な日を定め、口座管理機関に対してその日を通知する。

3 前項の通知を受けた口座管理機関は、同項に定める日を命令第14条の2に規定する直近上位機関が定める日として定めなければならない。

4 第1項前段の通知を発した同項の通知者は、命令第14条の2に規定する口座に係る通知の受理に関する事務を同条に規定する直近上位機関に委託したものとみなす。

5 第2項に規定する場合において、機構は、命令第14条の2に規定する口座に係る通知の受理に関する事務（機構が同条に規定する直近上位機関であるものに限る。）を第1項の通知者から受託する。

6 第3項の口座管理機関は、命令第14条の2に規定する口座に係る通知の受理に関する事務（当該口座管理機関が同条に規定する直近上位機関であるものに限る。）を第1項の通知者から受託したものとみなす。

（口座通知の取次ぎの請求）

第43条 第42条第1項又は第2項の通知（以下「口座通知」という。）をしようとする加入者は、同条第1項又は第3項の直近上位機関に対

（口座通知の取次ぎの請求）

第43条 前条第1項又は第2項の通知（以下「口座通知」という。）をしようとする加入者は、同条第1項又は第3項の直近上位機関に対

し、次に掲げる事項を示して、当該口座通知の取次ぎの請求（以下「口座通知の取次ぎの請求」という。）をしなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(口座通知の到達時期)

第46条 第44条第1項の口座通知の取次ぎの請求がされた口座通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるときに発行者に到達したものとみなす。

(1) 当該口座通知が第42条第1項の通知である場合 同項の直近上位機関が当該口座通知の取次ぎの請求を受けたとき（当該口座通知の取次ぎの請求の内容が正常なものであった場合に限る。）

(2) 当該口座通知が第42条第2項の通知である場合 前条第1項の規定による確認がされたとき（確認結果が正常なものであった場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、当該口座通知が成立後同意（法第130条第1項に規定する成立後同意をいう。以下同じ。）に係る法第131条第1項第2号の通知に係るものの場合であって、同項第1号の一定の日までに機構が当該通知に係る株式の取扱いを開始していないときは、当該口座通知及び口座通知の取次ぎの請求はなかったものとする。

(振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用)

第271条 (略)

2 (略)

(略)	(略)	(略)
第42条第2項	(略)	(略)

し、次に掲げる事項を示して、当該口座通知の取次ぎの請求（以下「口座通知の取次ぎの請求」という。）をしなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(口座通知の到達時期)

第46条 第44条第1項の口座通知の取次ぎの請求がされた口座通知は、前条第1項の規定による確認がされたとき（確認結果が正常なものであった場合に限る。）に発行者に到達したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、当該口座通知が成立後同意（法第130条第1項に規定する成立後同意をいう。以下同じ。）に係る法第131条第1項第2号の通知に係るものの場合であって、同項第1号の一定の日までに機構が当該通知に係る株式の取扱いを開始していないときは、当該口座通知及び口座通知の請求はなかったものとする。

(振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用)

第271条 (略)

2 (略)

(略)	(略)	(略)
第42条第2項	(略)	(略)

第42条の2第1項	<u>社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号。以下この条において「命令」という。）第14条の2</u>	<u>社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号。以下この条において「命令」という。）第46条において読み替えて準用する第14条の2</u>
第42条の2第1項及び第2項	法第131条第1項	法第228条第1項において読み替えて準用する第131条第1項
第42条の2第3項から第6項まで	命令第14条の2	命令第46条において読み替えて準用する第14条の2
(略)	(略)	(略)

(振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用)

第272条 (略)

2 (略)

(略)	(略)	(略)
第42条第2項	(略)	(略)
第42条の2第1項	<u>社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号。以下この条において「命令」という。）第14条の2</u>	<u>社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号。以下この条において「命令」という。）第47条において読み替えて準用する第14条の2</u>
第42条の2第1項及び第2項	法第131条第1項	法第235条第1項において読み替えて準用する第131条第1項

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用)

第272条 (略)

2 (略)

(略)	(略)	(略)
第42条第2項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

<u>第42条の2第3項から第6項まで</u>	<u>命令第14条の2</u>	<u>命令第47条において読み替えて準用する第14条の2</u>
(略)	(略)	(略)

(振替株式に係る規定の準用)

第274条の2 (略)

第42条第1項	(略)	(略)
第42条の2第1項	<u>社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号。以下この条において「命令」という。）第14条の2</u>	<u>社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号。以下この条において「命令」という。）第10条の8において読み替えて準用する第6条の2</u>
第42条の2第1項及び第2項	<u>法第131条第1項</u>	<u>法第121条において読み替えて準用する第69条の2第1項</u>
第42条の2第3項から第6項まで	<u>命令第14条の2</u>	<u>命令第10条の8において読み替えて準用する第6条の2</u>
第43条第1項	第42条第1項又は第2項	第42条
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(振替株式に係る規定の準用)

第285条の7 (略)

第42条第1項	(略)	(略)
---------	-----	-----

(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(振替株式に係る規定の準用)

第274条の2 (略)

第42条第1項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
第43条第1項	前条第1項又は第2項	前条
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(振替株式に係る規定の準用)

第285条の7 (略)

第42条第1項	(略)	(略)
---------	-----	-----

第42条の2第1項	社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号。以下この条において「命令」という。）第14条の2	社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号。以下この条において「命令」という。）第10条の15	(新設)	(新設)	(新設)
第42条の2第1項及び第2項	法第131条第1項	法第127条の6第1項	(新設)	(新設)	(新設)
第42条の2第3項から第6項まで	命令第14条の2	命令第10条の15	(新設)	(新設)	(新設)
第43条第1項	第42条第1項又は第2項	第42条第1項	第43条第1項	前条第1項又は第2項	前条第1項
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2. 附 則

この改正規定は、令和6年11月1日から施行する。ただし、発行者が施行日以後の日において発した法第121条において読み替えて準用する第69条の2第1項柱書、法第127条の6第1項柱書、法第131条第1項柱書（法第228条第1項又は法第235条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は法第167条第1項柱書（法第247条の3第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の通知について適用するものとし、発行者が施行日前の日において発した同通知については、なお従前の例による。

以 上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 振替株式の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 新規記録手続</p> <p>第1款 口座通知の取次ぎ等（第38条―第42条）</p> <p>第2款（略）</p> <p>第3節～第22節（略）</p> <p>第3章～第7章（略）</p> <p>第7章の2 振替受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 新規記録手続</p> <p>第1款 口座通知の取次ぎ等（第357条の4）</p> <p>第2款（略）</p> <p>第3節～第17節（略）</p> <p>第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>（特別口座の開設）</p> <p>第42条（略）</p> <p>2 規程第47条に規定する規則で定める日は、<u>同第42条の2第2項の機構が定める日とする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 振替株式の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 新規記録手続</p> <p>第1款 口座通知の取次ぎ（第38条―第42条）</p> <p>第2款（略）</p> <p>第3節～第22節（略）</p> <p>第3章～第7章（略）</p> <p>第7章の2 振替受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 新規記録手続</p> <p>第1款 口座通知の取次ぎ（第357条の4）</p> <p>第2款（略）</p> <p>第3節～第17節（略）</p> <p>第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>（特別口座の開設）</p> <p>第42条（略）</p> <p>2 規程第47条に規定する規則で定める日は、<u>機構が定める口座通知の取次ぎの最終日とする。</u></p>



(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第339条 (略)

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
(略)	(略)	(略)
第 42 条第 2 項	(略)	(略)
第 42 条の 2 第 1 項	<u>社債、株式等の振替に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省令第 5 号。以下この条において「命令」という。）第 14 条の 2</u>	<u>社債、株式等の振替に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省令第 5 号。以下この条において「命令」という。）第 30 条の 2</u>
第 42 条の 2 第 1 項及び第 2 項	法第 131 条第 1 項	法第 167 条第 1 項
第 42 条の 2 第 3 項から第 6 項まで	命令第 14 条の 2	命令第 30 条の 2
第 43 条第 1 項	第 42 条第 1 項又は第 2 項	第 262 条において読み替えて準用する第 42 条第 1 項又は第 2 項
第 43 条第 1 項第 3 号	(略)	(略)
第 46 条第 1 項	(略)	(略)
第 46 条第 1 項第 1 号	第 42 条第 1 項	第 262 条において読み替えて準用する第 42 条第 1 項
第 46 条第 1 項第 2 号	第 42 条第 2 項	第 262 条において読み替えて準用する第 42 条第 2 項
(略)	(略)	(略)

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第339条 (略)

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
(略)	(略)	(略)
第 42 条第 2 項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
第 43 条第 1 項第 3 号	(略)	(略)
第 46 条第 1 項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(振替株式会社についての規定の準用)

第351条 (略)

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
第43条第1項	第42条第1項又は第2項	第271条第1項において読み替えて準用する第42条第1項又は第2項
第43条第1項第3号	第49条	第271条第1項において読み替えて準用する第49条
第46条第1項	(略)	(略)
第46条第1項第1号	第42条第1項	第271条において読み替えて準用する第42条第1項
第46条第1項第2号	第42条第2項	第271条において読み替えて準用する第42条第2項
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(振替株式に係る規定の準用)

第351条の2 (略)

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
第42条第1項	(略)	(略)
第42条の2第1項	社債、株式等の振替に関する命令(平成14年内閣府・法務省令第5号。以下この条において「命令」という。)第14条の2	社債、株式等の振替に関する命令(平成14年内閣府・法務省令第5号。以下この条において「命令」という。)第48条の5において読み替えて準用する第

(振替株式会社についての規定の準用)

第351条 (略)

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
第46条第1項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(振替株式に係る規定の準用)

第351条の2 (略)

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
第42条第1項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

		<u>30条の2</u>
<u>第42条の2第1項及び第2項</u>	<u>法第131条第1項</u>	<u>法第247条の3第1項において読み替えて準用する第167条第1項</u>
<u>第42条の2第3項から第6項まで</u>	<u>命令第14条の2</u>	<u>命令第48条の5において読み替えて準用する第30条の2</u>
第43条第1項	第42条第1項又は第2項の通知（以下「口座通知」という。）をしようとする加入者は、同条第1項又は第3項の	第271条の2において読み替えて準用する第42条第1項の通知（以下「口座通知」という。）をしようとする加入者は、同条の
第43条第1項第3号	(略)	(略)
第46条第1項	(略)	(略)
<u>第46条第1項第1号</u>	<u>第42条第1項</u>	<u>第271条の2において読み替えて準用する第42条第1項</u>
<u>第46条第1項第2号</u>	<u>第42条第2項</u>	<u>第271条の2において読み替えて準用する第42条第2項</u>
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(振替株式についての規定の準用)

第352条 (略)

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
第43条第1項	前条第1項又は第2項の通知（以下「口座通知」という。）をしようとする加入者は、同条第1項又は第3項の	前条の通知（以下「口座通知」という。）をしようとする加入者は、同条の
第43条第1項第3号	(略)	(略)
第46条第1項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(振替株式についての規定の準用)

第352条 (略)

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
<u>第 43 条第 1 項</u>	<u>第 42 条第 1 項又は第 2 項</u>	<u>第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 42 条第 1 項又は第 2 項</u>
第 43 条第 1 項 <u>第 3 号</u>	第 49 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 49 条
第 46 条第 1 項	(略)	(略)
<u>第 46 条第 1 項第 1 号</u>	<u>第 42 条第 1 項</u>	<u>第 272 条において読み替えて準用する第 42 条第 1 項</u>
<u>第 46 条第 1 項第 2 号</u>	<u>第 42 条第 2 項</u>	<u>第 272 条において読み替えて準用する第 42 条第 2 項</u>
(略)	(略)	(略)

(振替株式会社についての規定の準用)

第357条の4 (略)

2 (略)

(略)	(略)	(略)
第 42 条第 1 項	(略)	(略)
<u>第 42 条第 2 項</u>	<u>同第 42 条の 2 第 2 項</u>	<u>規程第 285 条の 7 により準用する同第 42 条の 2 第 2 項</u>

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
(新設)	(新設)	(新設)
第 43 条第 1 項	第 49 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 49 条
第 46 条第 1 項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(振替株式会社についての規定の準用)

第357条の4 (略)

2 (略)

(略)	(略)	(略)
第 42 条第 1 項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

## 2. 附 則

この改正規定は、令和6年11月1日から施行する。ただし、発行者が施行日以後の日において発した法第121条において読み替えて準用する第69条の2第1項柱書、法第127条の6第1項柱書、法第131条第1項柱書（法第228条第1項又は法第235条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は法

第167条第1項柱書（法第247条の3第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の通知について適用するものとし、発行者が施行日前の日において発した同通知については、なお従前の例による。

以 上